

令和元年度第2回
東京都総合教育会議議事録

日時：令和2年2月13日（木）10：00～11：30

場所：都庁第一本庁舎42階特別会議室B

○藤田教育長 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和元年度第2回東京都総合教育会議を開会させていただきます。

本日は、時事通信社外6社からの取材と、9名の傍聴の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤田教育長 では、許可いたします。入室をお願いいたします。

(報道関係、傍聴者入室)

○藤田教育長 それでは、第2回総合教育会議の開催に当たりまして、冒頭、小池知事より御挨拶を頂戴いたしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○小池知事 皆様、おはようございます。

本日、御多用のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。この後、座って御挨拶させていただきます。

教育委員会委員の皆様方には、平素よりいろいろと御協力いただいております。東京都の教育の充実に対しましての御尽力、心から感謝申し上げます。

さて、本日でありますけれども、関西学院大学の眞城知己先生、日本相談支援専門委員協会の玉木幸則顧問、そして山中校長にもお越しいただいております。ありがとうございます。

今年は2020年東京大会がいよいよ本番の年でございます。中でも、私は以前からパラリンピックの成功が東京大会の成功だと、このように何度も申し上げてまいりました。このパラリンピックを開催することによって、東京の例えば人の考え方が変わったり、また社会の新しい在り方が築かれたりと、これらのことがレガシーとなっていくものだと考えております。ダイバーシティなど、いろいろと言いはあります。また、バリアフリーという言葉もあります。心のバリアフリーという表現もございます。いろいろな形でこの社会がより成熟していく、そのきっかけになればといったことを考えながら進めてまいりたいと考えております。パラリンピックの応援を通じて、障害者、高齢者など、様々な方々が配慮を必要としていることに気が付きを覚える。そして心のバリアフリーが更に進むということも大きな期待すべきところであります。

そして、お手元に「『未来の東京』戦略ビジョン」という、合計しまして300ページを超える大作になっております。表紙は自分が大人になった頃の東京の姿というのでコンテストをいたしまして、小学校1年生の子供が描いた、最優秀の作品でございます。おもしろいのは、車

が大体空を飛んでおりまして、小学校は宙に浮いていて、住まいは何と地中にあるという話で、トマトはなぜか 50 円のままとということでございます。子供が夢を持ったり、こんな東京になったらいいなということを絵で表現していただいた。中学生の作品などもすばらしい作品があったり、高学年の女の子が描いた絵は、水族館みたいなどころでのぞいている絵なのですが、海面上昇でこれから人間が住むのは水面下になるということを想定した絵であったりします。子供たちの創造力で、現代のいろいろな情報を踏まえながらきちんと絵で表現しているというのは、ある意味、未来のメッセージを彼らが伝えてくれていると思います。

その中に、「様々な人が共に暮らし、多様性に富んだ東京」、そして「多様な人が共に支え合う共生社会、インクルーシブ東京」、これらのこともこの中に掲げております。つまり教育の力は極めて大きいということを改めてここで明記をさせていただいたものでございます。

本日は、NHK「バリバラ」に出演されて障害者の自立を支援されておられます玉木さん、そしてインクルーシブ教育を研究されておられます眞城教授にお話を伺わせていただきます。そしてこれからの特別支援教育の在り方につきまして、特に共生社会に向けた教育ということをフォーカスいたしまして、議論を深めていただければと存じます。よろしく願いいたします。

○藤田教育長 知事、ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入ります。今、知事からもお話がございましたが、本日は「これからの特別支援教育の在り方」について、皆様と幅広く意見交換をしていきたいと思っております。

初めに、御出席いただいております 2 名の有識者とオブザーバーを紹介させていただきます。

まず、日本相談支援専門員協会の玉木幸則顧問でございます。

○玉木顧問 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○藤田教育長 玉木顧問は、兵庫県西宮市における社会福祉事業に携わるとともに、内閣府や厚生労働省の各種委員なども務めていらっしゃいます。本日はよろしくお願い申し上げます。

次に、関西学院大学教育学部で副学部長の眞城知己教授でございます。

○眞城教授 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤田教育長 眞城教授は、障害児教育学や特別な教育的ニーズ論が御専門でございまして、海外における教育制度や教育実践等にも精通されておられます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○藤田教育長 そしてオブザーバーといたしまして、調布市立飛田給小学校の山中校長にお越

しいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山中校長 よろしく願いいたします。

○藤田教育長 山中校長は、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会の会長もお務めでいらっしやいます。山中校長、本日はよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、本日の会議の議題に関しまして御提言を頂戴いたしたいと存じます。議題でございます特別支援教育、またインクルーシブ教育などにつきまして、様々なお立場から、それぞれの御意見や考えが多々寄せられているところでございます。本日は改めまして有識者の方々から、それぞれの御意見や御提言をいただく機会として会議を開催し、今後の共生社会の実現に向けたより良い教育の在り方について考えていくキックオフとしていくことを狙いとしております。

それでは、最初に、玉木顧問からよろしく願い申し上げます。

○玉木顧問 今日はお招きいただきまして、ありがとうございます。玉木と申します。きれいな言葉は余りしゃべれないので、ふだんどおりしゃべりますので、よろしく願いします。

今日のテーマは、「フルインクルージョンの実現に向けて」ということで、「インクルージョン」はよく言うんですけども、「フル」というのはなかなかついていないと思うんですね。今日のテーマは、僕は「フル」というところにこだわってお話をさせていただきたいなと思っています。

「共に学び共に育つ」ということは、実は生まれてから死ぬまで、学校教育だけじゃなくて、生きている間こういう状況をずっと続けることで、お互いの幸せを共有していけるんじゃないかなと思います。今日の話は、資料が 50 ページぐらいあるんですけども、これをやっちゃうと時間が終わってしまうので、ショートカットでいきたいと思います。

まず僕は、大学卒業後は一貫して障害福祉の仕事をやってきました。今は特に生活福祉資金という貸付業務とかもやっています、兵庫県には私立の高校とか大学へ行くときの助成制度がないものですから、貸付をして子供に高校とかに行ってもらう。

ただし最近出てきているのは、中学校で引きこもっていた子が、いきなりこの時期に、4月から通信制に行くからお金を貸してくれということを学校を通さずに来られる場合があって、条件が整ってお貸しすることになっても、果たしてその子たちが高校を中退せずに行けるかどうか。それが足かせとなって、実は負債を抱えて社会生活を送りづらくなるということが直面して見えてきています。今日は障害のある人の学校の学びの話をするんですけども、行き着くところは、障害があってもなくても、きちんと学びができて社会生活を通常に送っていける

ようにどうしたらできるかということを考えていきたいなと思っています。

御紹介いただいたように『バリバラ』というのをやっています、始まった当初は「障害者のための情報バラエティー『バリバラ』」と言っていたんですけども、今は「みんなのためのバリアフリー・バラエティー『バリバラ』」というふうにしています。去年話題になった薬物依存の問題とか、外国人技能実習生の問題とか、今日の放送では被差別部落地域の問題とかもやり始めているので、本当に多様性をみんながどう共有して認めていくかということ番組ではやっていっています。

僕は今 51 歳で、子供が 2 人おります。

僕は仮死状態で生まれて脳性麻痺になって、当時は優生思想の全盛期なのです。僕は兵庫県出身ですが、県庁の中に不幸な子供の生まれにくい対策室というものがあつた時代なのです。今、優生保護法の裁判とかが起こされているけれども、実はその先頭を切つてやっていたのが、この兵庫県。僕は当時、兵庫県にとって不幸な子供の象徴だったんです。4歳の終わりから施設入所を強いられて、単独ですから親には月に2回しか会えない。そういう経験があつて、地域にこだわるというかね。やはりみんなと一緒にというのが大事かなと。小学校に入るときは、やはり就学前検診で養護学校に行けと言われたんですけども、結果的に小学校、中学校は普通の学校に行つて、何と小学校では児童会長をさせてもらつて、中学校では副会長を2回。変わった学校ですよ。そういう経験があつて、でも高校はいまだに義務教育じゃないから、養護学校に行けと言われて全寮制の養護学校に行つた。

小学校に入るときは、学校に誓約書を書かされていた時代で、通学については親が一切責任を持つ。それがなかったら行かせてあげられないという時代だったんですが、実は当時から合理的配慮というのはしてもらつていたんですね。例えば小学校2年生の担任は、黒板の板書をしてみんなが書いていたら、担任は僕の横に来て僕のノートを書いてくれた。僕のノートが書き終わるころにみんなも書き終わるから、授業が始まるというような工夫ですよ。これをやつてもらつていた。修学旅行では、先生を別の学年から1人、僕につけてくれて、行くことができた。ところが、今は残念ながら、ヘルパーをつけろとか、ボランティアをつけろとか、親についてきてくださいとか。皆さんどうですか。修学旅行にお母さんがついてきて、好きな子のお土産を買おうとしたときに、「あんた、これ、誰に買うん？」つて。嫌でしょうという話なんです。でも、行くことに目的を置いているから、悪気はないけれども、お母さんについてきてと言つてしまつている状態があるということです。

僕は養護学校に行つたんですけども、「君たちは、社会に出て困らんようにするんだよ」

ということで養護学校に行った。ところが、閉鎖された環境の中で社会生活って実は送れていなくて、学校を卒業してから一から始めるというのでは手遅れなんです。はっきり言うてね。やっぱり生まれたときからみんながやっている生活を送っていくことで、悪いことをしたら怒られるとか、仲良くすることとか、どうやったら私の言うことが分かってもらえるとかいうのを積み重ねていくからできていくことであって、最初だけ取り除いて育てていくけれども、高等部を出たら「さようなら」って言っちゃったら、「さようなら」って言われた人はどうしてええか分からないわけです。僕が言っているのは、実は社会生活は生まれた瞬間から始まっていて、5歳は5歳なりの、10歳は10歳なりの生活経験が必要で、その生活経験をどうやって積んでいくか。それは別に障害があるとかないとか関係なく、みんなが年相応の社会経験が送れるようにしていくことが必要なのだと思います。

「共に育ち共に学ぶ」ということを考えていくと、釈迦に説法なんですけれども、障害の社会モデルというのがあって、僕は生まれてこの方51年この体ですから、僕はこれが普通なんです。僕を感じる障害というのは、社会の生きづらさ、暮らしづらさに障害があるわけですから、だからどうしようかという、完全な「共に生きている社会」をつくりましょうと。

合理的配慮の勘違いということだと、「reasonable accommodation」というのは「理にかなった調整」と本当は訳すのだけど、実は僕、こう思います。合理的配慮とは、その人らしく生きていくための理にかなった工夫の積み重ねで、決してお願いではなく、真っ当な権利主張であって、配慮という言葉自体が対等ではない。配慮というよりは調整ということ。分かりやすく言うと、学校にエレベーターをつけて合理的配慮完了ということは絶対ないですよ。その瞬間瞬間にどういう工夫が要るかということをお互いに確認していくことが、実は合理的配慮なんです。それを学校だけじゃなくて、日々の生活の中でみんなが意識的にできることが大事かなと思います。

我が国は国際基準をピンポイントで解釈しているという気持ち悪さがあるんですよ。障害者権利条約も訳してくれているんだけど、実はインクルーシブもはっきりと「完全に包容され」と書いているんです。「完全」ということを訳していないから、インクルージョンということを言ったり。実は25年前から、国際社会でもインクルーシブな教育をやっていきましょうと言っているにもかかわらず、やはり文科省を含めて、これを見ないふりしてきたツケが今溜まっていると考えるともらたらいと思います。現状は、「個人の能力を発達させる」ということだけフォーカスするんだけど、その前提は「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」です。だから、インクルーシブな環境が前提で、その環境の中で個別性をどうして

いくかなのに、インクルーシブな環境は度外視して、個別だけにしてしまっているのが、実は今の日本の特別支援教育の前提なんです。だから「障害者とその人格、才能及び創造力並びに精神力及び身体的能力をその可能な最大限度まで発達させる」ことが、特別支援学校が必要とか、特別支援学級が必要とかいうふうになってしまっているんだけど、今日しゃべったように、本当は学校教育というのは生活ではほんの一部の時間であって、それ以外のことを考えていくと、やはり共に生きるということが大事なんやと思っています。

これは、僕がいた養護学校のクラス編制です。簡単に言うと、ホームルームはいろいろな子がおって、特別支援学校でも理解度別でクラス編制をやっている。一部の方はこれが差別だという人もいるんだけど、例えば私立の特進クラスで勉強できる子だけを集めてやっていること、これは差別じゃないんですかというのと同じです。だから本当は障害があってもなくても、一人一人の能力とかスピードとかやり方とか、そういう形でクラス編制をしていくことで勉強ができるんじゃないかと。だから普通の学校も混ぜこぜで、教科ごととか時間ごとでクラス編制をやってもいいのではなからうかと。それをやるためには、やはり複数担任制とか学習・生活支援員の配置とか、あとは保健室の先生も、これは自分調べですけれども、6割ぐらいは実は看護師資格を持っていらっしゃる。そうしたら思い切って保健室は看護師必置にしまえば、近くの学校に医療ケアが必要な子たちも行くことができるとか、当然個別支援教室、この時間だけはちょっと1人で勉強したいといったら、「どうぞ」と言えるような、学校内で柔軟に動けるような仕組みをつくっていくことで、インクルーシブができていくんじゃないかなという気がします。

高等学校もええかげん義務教育にせえへんかなって文科省には言っているんやけど、やっぱり中等教育後期が今のところ中途半端かなというふうにも思っています。

まとめです。ここ大事。今の教員もインクルーシブ教育で育ってこなかったし、インクルーシブ教育の専門教育も受けてこなかったとすれば、インクルーシブ教育が展開できるか分かるはずがないですよ。

一方で、「子供の育ちのためを考えると特別支援学校がいいですよ」と根拠のないことを言っただけで家族の不安をあおっている。もし特別支援学校で個別支援がちゃんとできていたら、何で高等部を卒業したときに一般の会社で働くことができないのかとか、何で高等部を卒業して入所施設に行ってしまうんやろうか、説明がつかないんですね。だからやっぱり育ちの段階で、障害のある人、その家族、教員、教育委員会、福祉、保健、医療、ここに労働も入れて、いろいろな関係者と共に、どうすれば、共に学び、共に育っていくことができるのかということ

考えていきたいなということで、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○藤田教育長 玉木顧問、大変ありがとうございました。また後ほど、意見交換のときにも補足等をお願いできましたらと思います。よろしく願いいたします。

次に、眞城教授から御提言をお願い申し上げます。

○眞城教授 関西学院大学の眞城知己と申します。本日は機会をつくってくださりまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、母が八王子盲学校の教員をしておいたり、父も都内の高等学校の教員をしておいたりということもございまして、八王子の生まれでございます。今日、私のいただいた役割は、今後の御協議をいただきますために、インクルージョンという言葉も含めてでございますけれども、様々な言葉やその考え方、特に国連の中でのその考え方の背景のポイントをきちんとお伝えさせていただくことかなと思っております。

マンチェスター大学に客員研究員として滞在させていただいた期間があるのですが、そこで2人のスーパーバイザーの先生にお世話になっていたのですが、お一人はピーター・ファレル先生という、学校の中でも、教員だけではなくて、様々な職種の方がどう協働してよい教育の場をつくっていくかということをお専門にしておられる国際学校心理学会の会長などもされていた方です。また、もう一方がメル・エインスコウ先生という方で、御存じの方も多いと思いますが、ユネスコのインクルージョンに関するプロジェクト、特にその中でもインクルーシブ教育に対応した教員養成をすることにかかわって、80 か国ぐらいを対象にした大きなプロジェクトがあるのですが、そのプロジェクトの中心的な役割を果たした先生です。その方と8年ぐらいつと御一緒させていただく機会がありましたので、インクルーシブ教育はこのように国連では考えているのだということなど、ずっと協議をさせていただく機会をいただきましたので、そういったことなども背景に置きながら、本日、御説明をさせていただければと思っております。

まず、お手元の画面にございますように、特に学校という場所が、子供たちにとって、自分の意思や、あるいはここに行ったらどんな経験ができるのかという事柄とは別のところで、例えばあなたはこういった障害があるので、ここに行きなさいということが非常に機械的に、あるいはこのような基準に照らすとこういう学校のほうが適当であるといったような、かつて非常に強くそういった就学指導がされていた時期があったために、なぜこの学校しか選ぶことができないのかと思われてしまったような事柄がたくさんあったことを非常に重く受けとめなければいけません。

同時に、通常学校では専門的な対応が用意できないので、特別支援のほうに行ってくださいという展開に短絡させてはいけないということ、ここはまずきちんと押さえなければいけないと思っています。

ただ一方で、少し極端になると、では特別支援学校自体が必要ないのではないかという特別支援学校不要論に着地させることも、非常に極端な、あるいは学びの機会というものの選択肢を減らしてしまうことにもなりかねませんので、特に日本の特別支援学校は、養護学校の時代、特殊教育諸学校の時代等も含めてですけれども、蓄積してきた高度な専門性というものの、これは世界のいろいろな国の学校等を申しますと、先生方の指導の質というのは、もちろん個人差はございますけれども、総じて見たときに、その水準は極めて高いです。特に非常に重い障害がある子供たちに対する教育に携わってきた先生方が蓄積してこられた専門性というのは非常に高いものがあります。

これは特別支援学校が養護学校と呼ばれた時代も含めて、そこでの多くの子供たちとの関わりの中で蓄積されてきたこと、その中で培われてきた専門性であり、教員養成の非常に大事な部分です。また、以前だったならば、子供たちが外に意思表示をすることが非常に難しいと思われていた。専門性がない方たちの関わりの中では、そういった子供たちを見たときに、この子は自分で考えていることを外に出すことは難しいと思われている。一方で、きちんとやってきた先生方というのは、子供のその表情を見ながら、この子は今こういうことを発信しているということを読み取っていたのですね。しかし人によってはそれを、先生のひいき目で、この子は本当はそんなふうに思っていないのに、勝手に先生が解釈をしていたりするんじゃないかとか、そんなふうに思われたことがある。

でも、生理学的指標の中で、例えば次にこんな曲が聞きたいということ、ぱっと見ただけでは表情のほんのわずかな変化でしかないけれども、実は脳波などを測定しながら見たときには、期待反応というものが脳波の中に出ていて、この子は本当にこの曲を次にかけてほしい、もう一回聞かせてほしいという意思表示を実はちゃんとしていたのだということが確かめられた。一般の方たちが見ただけでは分からないような子供たちの意思表示の読み取りであるとか、そういったような高い技術は特別なトレーニングを受けてきた先生たち、あるいは子供たちとの丁寧な関わりの中で蓄積されてきたものだったりしますので、そういった意味で、非常に高い専門性を持っている機会としての役割は非常に大事なものがあります。

ただ、通常学校ではとてもそんな高い専門性のある教育の機会は提供できないので重い障害のある子供たちは特別支援学校に就学すればよいということを短絡させてはいけないのですね。

というのは、全ての学校に、それぞれに責任の所在があるということ、まずきちんと確認すること。全ての学校が全く同じ専門性を提供性するという意味ではありません。うちは通常学校なので特別な専門性は提供できないので、じゃあ特別支援学校にお願いしますという、そういう流れを短絡させてはいけないということは、きちんと意識をしておかなければいけない。そのためにインクルージョンの考え方をどのように応用していったらいいのか。あるいは、「特別な教育的ニーズ」という概念をどのように用いていくと多様性というものを包含していいのか、そういったようなことについてのお話をさせていただければと思っています。

例えば通常学校か特別支援学校かという二択のような発想で議論を続けても、本当に子供たちが必要としている事柄というのは十分にもたらされないのではなかろうか、この議論は何十年も続いてきています。もちろんその中で、教育の学びの機会の多様性ということについて、少しずつ前には進んではいきますけれども、こちらかこちらかという二択のような発想の中だと、十分に子供たちにとっての多様性は包含できないのですね。

インクルーシブ教育の定義というのは、実は世界で統一することができません。私たちはインクルーシブ教育というのはこんな意味で使いましょうということが好き勝手に使っていていいという意味でもありません。というのは、それぞれの国や地域によりまして、学校教育の制度そのものの整備の状況が大きく違ってきます。例えば、これから基礎教育の制度を整えていこうという国の場合のインクルーシブ教育、ある程度の基礎教育の制度、義務教育の制度等が整備されてきた条件の中でのインクルーシブ教育の定義の仕方、国連の場合ですと非常にたくさんの国が関わっていますので、そこで定義は統一できないということにすぎないのですけれども、いずれにしても概念を理解するための要点がございます。

インクルーシブ教育という言葉は、日本でも様々な使われ方をしています。残念ながら、正確な使われ方、あるいはこの要素を踏まえなければいけないという点が十分に踏まえられていない説明がたくさんあります。

あくまでも、インクルージョンという言葉は「包摂」とか「包容」と言いますが、包含する対象というのは、一言で言えば多様性です。ダイバーシティです。その多様性というのが、直接的な包含対象です。

ただ、教育という文脈の中で使うときには、教育的ニーズの多様性ということになります。例えば特別支援教育の障害という事柄に関わった教育的ニーズというものもありますし、母国語に関することであるとか、あるいはその他の様々な教育的ニーズに関わる要素がございます。様々な教育的ニーズの多様性です。

もう一つ大事なポイントが、国連が定義している言葉の中に必ず含まれているのですけれども、プロセスというものがあります。つまり過程ということです。このプロセスという部分についての説明が省略されていることが多くて、そのことがインクルーシブ教育という考え方の元々にある発想の理解をしにくくさせているのか、あるいは別の話に置きかえられやすくしている原因なのかもしれないのです。学校の制度の改善のための考え方でもあるのですね。既存の学校の制度を、様々な子供たちが学びの場として充実した場にするか、そういった学校をどうつくっていくかということから出発しています。

今、お手元の画面に見えますのは、非常に抽象的に模式的に示したものです。仮に同心円上には書きましたが、教育的ニーズが包含されている範囲を模式的に示したものです。一番中心の部分が出発点だと思っていただけたらと思いますけれども、教育的ニーズを包含できている範囲というのが、ある学校の場合に、スタートの時点では非常に狭かった。それを例えば先生方の授業の工夫であるとか、教材の工夫であるとか、学習集団の編成の仕方の工夫であるとか、そういったような事柄をしながら、少しずつ包含できる範囲を広げていく。その結果として対応できる、あるいは包含することができた教育的ニーズは広がっていくという図を示しています。

ただ、これは一様に広がっていくわけではなくて、例えばある年のある学期、ある学年のある学級のある担任の先生と、ある子供たちの集団だからこそできた事柄という場合も多々あります。あるいは、翌年度に学級編制が変わって、ほかの子供たちとのクラスになったときに、学級の雰囲気が大きく変わってしまった。あるいは担任の先生の指導に関する特徴が変わったことによって、昨年度は包含できていたニーズが包含できなくなってしまうことも現実には起こり得ます。また、その新しい環境の中で新たに包含できるような工夫を重ねていく。そうやって広がったり縮んだりしながら、でも全体としては常に広げていくという過程を示しているのですね。

最終的に全ての教育的ニーズを包含し得る状況は、理想的には描けますけれども、状況が変われば常に変化します。インクルージョンという概念が示しているのは、ゴールではなくて、常に継続したプロセスを表す概念だということの理由でもあるのですね。

これを線状ではなくて面状にしましたのは、教育的ニーズ、多様性ということですので、一つの時空で見るのではなくて、様々な観点からの多様性を包含します。仮にこの絵では同心円になっていますけれども、実際には同心円ではなくて、例えば左上の方の教育的ニーズを包含しようということに力を入れたならば、右下の方のニーズがうまく包含できなくなってしまう

たりとか、非常に動的に変化していきます。あるいは、A君の教育的ニーズとBさんの教育ニーズを同時に包含することが難しいといった教育的ニーズも生じることがあります。では、どちらを優先するのかといったような議論ではなくて、この場面ではこの子のニーズをちゃんと対応できるようにしよう、こちらの場面ではこの子のニーズを対応できるようにしよう、固定化するのではなくて、同じ学校あるいは同じ学級の中でも、様々な授業の時間、あるいは様々な活動の時間の中でトータルとして包含していくことができるような、学校内を柔軟にしていくなかで、様々な子供たちの教育的ニーズを包含することができるように持っていくための考え方です。

ですので、ちょっと力を抜いてしまうと、包含できている範囲というのはどんどん小さくなっていってしまう。だから常に包含できる範囲を広げるための努力や、そのための取組を継続し続けたいといけないうですね。

別の分野で言ったならば、エマルジョンというのは、二つの液体を一生懸命かき混ぜると混ざった状態ですけれども、かき混ぜるのをやめてしまうとまた二つに分かれてしまうので、液体などの場合だったら、界面活性剤というものを使って、その混ざった状態が維持できるような仕掛けをつくったり、あるいはかき混ぜるという動作を続ける。例えば非常に抽象的ですが、そういったことを続けていくことが必要な考え方なのですね。教育的ニーズの多様性を包含していく状態を維持する、あるいは広げていこうとするのは、これとこれとこれを用意したらできますということではなくて、常に変化する状況の中で、常に努力を続けなければいけない。それが必要とされるような概念だということ。このように理解していただければと思います。

次に、「特別な教育的ニーズ」という概念がインクルーシブ教育の中では常に出てくるのですが、この言葉も誤解が多いことがありますので、簡単にそのポイントだけを説明します。

「特別な教育的ニーズ」という言葉の中の「特別」というところだけを、例えば辞書を引いて、「特別」にはこんな意味があるとか、いろいろな例え方をされたりします。この概念はイギリスでの教育制度の中で出てくるのですが、「特別な教育的ニーズ」という単語の中で使われる「特別」という部分は、たった二つしか意味がありません。それ以外の意味がないのですが、その二つというのは、通常の教育的対応に付加した部分、通常と呼ばれている状態にプラスアルファした対応を必要としている状態、又は通常の対応とは異なる対応を必要としている状態のときに、このプラスアルファするという意味と異なるという、その二つの意味

しかありません。「通常」と「特別な」というのも相対的なので、後で補足を簡単にさせていただきたいと思います。「特別な」というのは、あくまでも通常と呼ばれる状態にプラスアルファした支援、あるいは通常とは異なる対応を必要としている状態を表す概念です。ただしこれも固定化されません。

なぜこの特別な教育的ニーズというキーワードが大切になってくるかという、例えば障害のある子供たちが、常に支援を必要としているわけではありません。もちろんある条件、ある場面の中では、通常にプラスした支援、あるいは通常とは異なった支援や対応を必要とする場面はあります。でも常に必要なわけではないのです。障害のある子供たちというのは、常に支援を必要としている子供たちではありません。自分で学んでいける事柄、自分でできることはたくさんあります。そういった子供たちに対して、この子はこういう障害があるから、この対応を用意しましょうということを固定的に用意してしまうと、仕組みが柔軟さを失ってしまいます。「特別な教育的ニーズ」というのは常に変化する概念ですので、プラスアルファの対応が必要な場面のときに、それを用意すればよい。あるいは、それが必要でない場面では、特に用意する必要がないのです。必要なときに必要なだけのもを用意できるようにするための方法なので、「あなたはこういう障害があるから、いつもその支援を受けなさい。」ということも固定化させません。もっと端的に言えば、障害のある子供たちでも、特別な教育的ニーズがある状態のときもあれば、同じお子さんでも、特別な教育的ニーズがない状態のときも必ずあります。なので、その辺りを柔軟に捉えるときに、障害という言葉だけで捉えるよりは、「特別な教育的ニーズ」という概念を使いながら、今どんなニーズがある状態か、それに対してどういう対応を用意することが必要か、その柔軟な対応を導く上での役に立つキーワードでもあります。

単に障害のある子供たちとない子供たちを一緒にするという事柄だけで議論を進めてしまうのではなくて、例えば小学校の中で専門的な支援が必要だといったときに、通常学校の専門性という事柄だけに偏り過ぎてしまうと、この子は専門的支援が必要だから、いつもここに行きなさい、といった通常学校の中で別の場所にずっと固定化されるという状況をつくりやすくなってしまいます。

これは 40 年以上前ですけれども、今で言うところの知的障害のある子供たちを対象にした特別な学校を三つの法律を使って全て廃止した国がありました。その結果、知的障害のある子供たちは通常の小学校に通って来ましたけれども、そこで何が起きたかという、一部の子供たちは次の学年に進めなくなってしまったのです。その国は小学校でも留年する制度の国だ

ったものですから、一定の学習が進まない子供たちが常に取り残されていく。ほかの子供たちとの集団の中で、どんどん取り残されていく状況が生まれてしまいました。結果、その子供たちを集めた特別な学級を、その国ではつくらざるを得なくなってしまったのです。統合された環境、要するにインテグレートされた環境の中での分離。一緒にされた中で、そこから分離される状況がつけられていってしまう。その当時の言葉で言うと、最悪のインテグレーションだと表されたこともあるぐらいです。

軸のつくり方ということや制度を一緒にするという事柄は、もちろん基本として通常学校の責任の中で考えなければいけない部分はたくさんあるのですけれども、機会的な操作の仕方、この子はこういうものがあるから、専門性ということだけでその軸を動かしてしまうと、様々な課題が起きるということは、ずっと以前にも経験されたことです。

特別な教育的ニーズという考え方をいながら、インクルージョンの考え方を進めていくときにポイントとなるのは、ある教育的ニーズを包含するために用意した制度が、学校全体にどういう教育状態の改善をもたらすかということ。もともとはある特定の子供に対して用意したものなのだけれども、ほかの子供たちにとっても、より良い教育の機会をつくることにどう変化させていくか。もっと言うと、通常教育と呼ばれている対象についての「通常」と言われる部分を変化させていくこと、そのための考え方でもあります。

インクルーシブ教育の考え方というのは、特別支援学校の存在自体を否定していません。これは国連で、例えば障害者権利条約の批准に際して、特別支援学校の制度を廃止した国がないことから分かります。ただし、冒頭でも申し上げましたように、全ての学校が全ての子供たちに関しての教育の責任をちゃんと分かち合うということ。その上で、日本で言うところの専門性の高い特別支援学校の存在をきちんと位置付けるという仕方で説明がされています。

ただ国連で、特別な学校、日本で言うところの特別支援学校が、エクスクルージョン（排除）という形でみなされる条件がありまして、これは非常にはしょった表現の仕方ですけれども、特別な学校で提供されている教育の質が、他の多数の子供が学校で提供されている教育よりも質が低い場合にはエクスクルージョンと呼ばれます。障害のある子供たちが質の高い教育を受けられない場が特別な学校であるような国や地域の場合には、それではエクスクルージョンですよという捉え方をします。一方で、特別な学校でしか提供できないような高度な専門性のある教育機会は、重要な社会資源としてみなされていることは共通理解をされているところだと思います。

仕組みや運用を柔軟にすれば解決できることは実行すればいいです。特別な教育的ニーズと

いう考え方と重ねて言えば、例えば通級による指導というのは、通常学校・通常学級に在籍している子供たちを対象にした特別な教育課程編成の特例の一つです。通級による指導という名称の中では、障害のある子供たちだけが制度の対象ですが、例えばどの子も週に1回は通常にプラスした支援、あるいは通常とは異なる対応が受けられる仕組みを追加する。学習する内容というのは、それぞれの子供ごとに違う内容です。要するに、全員で一緒に学習している場にプラスした学習の機会を、全ての子供たちが受けられるような仕組みを新たに用意してみる。そうすると特別な対応ではなくて、通常の対応と呼べる状態に変化していくことも可能になってきます。また、それを受けるか受けないかということも、子供自身の意思の尊重ということが一つ大事な視点にはなってきます。

繰り返し申し上げますように、特別支援学校だけではなくて、どの学校も包含できるニーズの範囲を拡大させるように努めることが大切になってきます。こうした背景の中で、国連が言うインクルージョンの考え方は、特別な学校を廃止すべきという極論を言っているのではなくて、それぞれの学校が責任を分かち合いながら、新しい学校あるいは新しい学校の制度を開発していったり、創造していくこと。そのために多様性ということに関わっての様々な軸と選択肢を増やしていくことを強調しています。選択肢が少なくなれば多様性は包含できなくなりますし、選択の仕方という仕組みが固くなってしまうと、その多様性というのは包含できなくなってしまったりする。そういった柔軟な形は、もともとは学校改善というところから出てきたのですけれども、2010年以降ぐらいからは、school improvement、学校改善が更に進んで、既存の学校を改善するというところにとどまるのではなくて、更に新しい学校をつくってみよう、そういった中で多様性を包含できる範囲を拡大するプロセス、過程をきちんと位置付けて、そこに向けた努力を続けていきましょう、という流れになっていると御理解いただければと思います。

インクルーシブ教育を大きく三つの段階で載せましたけれども、今、私たちの国がどの段階にあるかということ念頭に置きながら、この部分の力に入れましょう、あるいはこのところで多様性の包含ができる学校を新しくつくっていきましょうということなどを考えていただくきっかけにいただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○藤田教育長 眞城教授、ありがとうございました。

ただいまお二方から大変示唆に富みます御意見を賜りました。玉木顧問からは、自分にとっては普通であって、社会の生きづらさが障害であるという御意見、また、眞城教授からは、多

様性、常に変化するような教育的学校内ニーズを包含していくこと、特別支援学校との関係もいろいろ御示唆いただきましたし、学校制度の開発、創造ということも御示唆をいただいたところでございます。

○眞城教授 済みません。一番大事なスライドを最後に出し忘れてしまいました。

○藤田教育長 では、また意見交換のときをお願いします。

ただいまの御提言をいただきまして、ここからは委員の皆様、そしてオブザーバーの皆様から御意見を頂戴したいところですが、早速でございますけれども、今日オブザーバーということで山中校長がいらっしゃっておりますので、現場の御経験から就学相談の実態について御発言いただいて、詳しくは意見交換の中で御発言賜りたいと思います。

○山中校長 私は学校の校長ということで、現実には就学相談にも関わる機会をいただいておりますし、都の教育委員会におりましたときには都の就学相談にも関わった経験がございます。そういったところから、保護者の声などをお話させていただければと思います。

現在、就学相談の件数は増えているという状況があるのですが、平成 19 年に特殊教育から特別支援教育に変わりました、障害の重いお子さんから、軽いという言い方が適切かどうか分かりませんが、発達障害等のお子さんまで、就学相談を受けられる方は広く増えております。平成 25 年に法改正があって、就学先決定の仕組みの在り方が変わってきているのです。保護者や本人の意向を最大限尊重してというところが変わってきているのですが、まだその周知が徹底されていないかなということは感じております。

その中で保護者の不安は、それぞれ障害の状態は皆さん違いますので、この子がこの先どのようなようになっていくのかな、将来どのようにしたら自分の子供にとっていいのかなという、将来が心配、見通しが持てないということが、まず一番にあると思います。特別支援学校や特別支援学級を学びの場として選択することも皆さん考えると思うのですが、そこに仮に行った場合、その後状態が良くなったり、いろいろ成長が見られた場合に、通常の小・中学校に戻れますかねという心配もされます。通常の学級を選択しましょうということになっても、そこで勉強についていけるのか、いじめられないか、そういった心配が保護者はある中で、様々な相談をされて最終的に場を決めていきます。

障害があっても、通常の小学校や中学校でたくさん子供がいる中で社会性を伸ばしたいということで、そちらを選択される方もいます。通常の小学校に入学してみたいということで、まずは入学するのですが、その後必要に応じて特別支援学級や特別支援学校に転学していくケースもあります。本当は逆がもう少しあるといいのだけれどもなと思いますが、

特別支援学級や特別支援学校から小・中学校に入ってくるというのは少ないかなと思います。逆に、特別支援学級や特別支援学校で施設設備が整っている、少ない人数で十分な配慮が受けられる、それが最終的には自分の子供のためになるということで、特別支援学級・特別支援学校を積極的に選択される方もおります。

そういった多様な実態の中で就学相談は進められているという現状をお話させていただきます。

○藤田教育長 ありがとうございます。

それでは、眞城教授、先ほどのもう1点というところがございましたら。

○眞城教授 最後のスライドにございますように、特別な教育的ニーズの概念の「特別」というのは、通常にプラスアルファしたということの説明しましたがけれども、現在、その「特別な対応」と呼ばれている事柄を「通常」と呼べる対応に変化させていく過程というのが、つまりインクルーシブ教育の概念を具現化していくプロセスに符合しているのだというところを委員の皆様方につかんでいただけますと、良い議論をしていただけるのではないかと考えておりましたので、この資料を最後に提示させていただきました。

○藤田教育長 ありがとうございます。

それでは、教育委員の皆様、御発言等がございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○北村委員 どうもありがとうございました。非常に貴重なお話を伺えて勉強になりましたし、これからの東京都における教育の更なる充実の上で、非常に貴重なお話を伺えたなと感じております。

玉木さんのお話の中で、いろいろな人たちがもっと関わるということが大事だという中で、それと同時に先生が非常に大事だと思うのですが、今、特別支援の学校や学級でも、8割弱ぐらいしか特別支援学校の教員免許を持っている先生がいないような状況ですので、通常の学校・学級ですと、更にぐっと少ないという中で、先生方が十分に専門性を持って対応できていないという状況が残念ながらあると思います。

今お話を伺っていても、こういった特別な対応が通常の対応になるようにするには、先生方自身の研修とか理解、また経験というのが非常に大事だと思いますので、個人的には特別支援学級・学校では全ての先生が特別支援学校の免許を持つ、また通常の学校でもそういったトレーニング、大学との連携も大事になってくるとは思いますが、教員養成の中できちんと勉強すると同時に、特別支援学校と通常の学校の間を先生方がうまく流動的に動いて、特別支援学校

の中で積み上げられた経験を通常の学校にも持ってきたりしながら、周りの先生方にそれを伝えたりしてということ、都としてもこれからサポートしていくことが大事だなということ、非常に感じました。

○藤田教育長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 眞城先生、玉木さん、ありがとうございます。

私は、高等教育機関の合理的配慮はどうしたらいいのかということ、仕事を一部やっていたのですが、その中でよく分からなかったといいますが、玉木さんのお話の中で目を開かせられた部分がありました。合理的配慮というのは何なのか。高等教育機関では、国公立はマストであるけれども、私立は努力目標。同じ障害者に対する対応なのに、何で国公立と私立で差をつけなければいけないのか。私の仕事として、そういった高等教育機関に対して、いろいろな指導といいますが、マニュアルをつくるという仕事をしていたのですが、その差がよく分からなかった。でも玉木さんのお話を伺っていて、やはり差はないのですよね。障害者の立場に立って考えたら、全く同じなのだということ。

それから、私自身も玉木さんのお話を伺っていて反省したところがあるのですが、僕は、障害者教育というのは子供たちにとって何がハッピーなのか、それをベースにして考えなければいけないと思っていたのですが、そういう考え方自体が上から目線なのだということでした。障害者の立場に立ってというよりも、自分が障害のある子供を抱える、あるいは自分がその立場だったらどうなのかということ。障害者の立場に立ったということは、第三者的な目線なのだということに気付かされて反省しました。これからいろいろ議論していく上で参考にしていきたいと思います。ありがとうございます。

○藤田教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

山口委員、お願いします。

○山口委員 ありがとうございます。大変勉強になりました。

私たちがインクルーシブ教育とか、あるいはインクルージョンという、何というか、頭の中で理解をしていた、勘違いではないのですが、こういうものだと個々が思っていたことを、もう一回再構築するというか、そういう時期に来ている。概念を議論のスタートで共有するということが、すごく重要なのかなという印象を受けました。社会が教育をつくるのか、教育が社会をつくっていくのか。ちょっと鶏と卵みたいなところはあると思うのですが、玉木さんがおっしゃられたように、今の先生方がインクルーシブ教育を受けてこないで育って

いるからというところから考えると、やはり教育の重要性というのがすごくあるのかなと思いました。

今年 2020 年、オリンピック・パラリンピック東京大会を迎えるわけですが、実はオリンピックとパラリンピックも、2013 年に東京オリンピックが招致されて、そこまではほとんど障害者スポーツとの交流がなかったのです。会うことも、話すこともほとんどなかったのです。これが招致ということをつきかき、お互いに協力してやっつけようよというところから始まったのだよねとこの間も話をしていた、つまりそういう環境がインクルーシブな関係をつくっていくという一つのテーマなのかなと思いました。また、ラグビーのワールドカップが見せてくれたワンチームという、いろいろな言葉を重ねるよりも、すっと落ちる瞬間というのは何かあるのかなと。

そういった意味では、この東京大会が私たちに、インクルージョンとかインクルーシブ教育ということの意味を、理屈ではなく感じさせる。特に子供たちがそれを感じてくれる機会になってくれば素晴らしいと思いますし、北村委員がおっしゃったように、教育の場では、先生方にどのような考え方を持っていただくかということは、課題はたくさんありますけれども、そういったことを、まず私たちが共有するということが今日分かち合えたことが非常に勉強になりました。ありがとうございました。

○藤田教育長 ありがとうございます。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 大変素晴らしいお話をありがとうございました。

教育というのは一人一人の子供の個性や才能をいかに引き出してその子らしく育てるかというのが大事で、その理念はみんな持っていると思うのですが、実際にやり方として、例えばクラス分けとかそういうところで、果たしてそれが実現できているかというのが今大きな課題だと思うのですね。

その意味では、例えば、私は学年を年齢で輪切りにするというところから考えて、4月2日から翌年4月1日までに生まれた子供と一緒に1学年という根本的なところから実は考察する必要があるのではないかしらということを非常に強く今も感じさせられています。何を特別といい、何を通常というのかという概念のところから、そしてD & I、Diversity and Inclusiveness というときに、よく出てくる、男性か女性か、年齢的な差はどうか、国籍がどうか、文化だとか、いろいろな側面があります。私たちの世代は、知事もそうだと思いますけれども、男女雇用機会均等法の制定以前から仕事をしていた世代は、やはり女性であるこ

とがものすごく手かせ足かせになっていました。それをいかに平準化していくかというのが大きな課題だったのです。ただし、女性も男子更衣室に入れるようにするのが平等なのかとか、逆に男性が女性の方に入ってくるほうがいいのか、そういう守らなければいけない敷居みたいなところはあと思うのですね。だから、どこまでを個性と見て、どこまでを才能と見て、どこまでを通常と見て、どこまでに特別なニーズというものを見ていくのかという、大変根本的な、これはもう哲学になってしまうかもしれませんが、そういうところから考える必要が本当にあると思っております。教科書を選ぶことだって、一人一人に合う教科書を使った方がいいと思ったりすることもあるわけなのですが——これは大きなテーマですけれども。

何が教育かということをも根本から考えるきっかけとして、まずここから入るとするのは、そういう意味では方向性を見定めるいい議論のスタートだと私も思います。そういう意味で今日のここから始まる何かというものを大変大きく期待できるのではないかと考えています。これからはいろいろと教えていただければと思っています。

○藤田教育長 ありがとうございます。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 玉木さん、眞城さん、ありがとうございます。今日、話してくださったことを、日頃研究されて社会に伝えていただいているということは、とても尊敬いたします。ありがとうございます。

障害のある子供たちは、私は、特別なニーズを持った普通の子供だと思っています。その普通の子供ということが忘れられているのではないかと思います。専門性のある特別支援教育を享受するために、地域から特別支援学校に通うことで、地域には障害のある子供たちがいません。地域に障害のある子供たちがいない状況では、障害や多様性を理解する機会がなくて、子供たちはそのまま大人になってしまうのではないかと思います。地域の中に子供たちが受け入れられるには、玉木さんはエレベーターを設置するだけで済む話ではないと言われましたが、それもとても私は大事だと思っています。私が住む地域には小・中学校が 22 校ありますけれども、エレベーターが設置されているのは、たった 3 校だけなのです。そういう状況では、受け入れたくても、行きたくても行けないというような環境もあるのではないかと思います。

今回、こういう機会でもインクルーシブ教育、それから特別支援教育の方向性が議論されていくというのは、本当に素晴らしいことだと思います。

○藤田教育長 ありがとうございます。

それでは、ここで山中校長から、御用意いただいたスライドを御紹介していただければと思

います。

○山中校長 私から、普通の学校での取組、まだまだ足りないところとか、今の玉木さんや眞城先生のお話を伺って、足りないことはたくさんあると思うのですが、学校も今確実に変わってきている部分もありますので、ちょっとだけになりますけれども、その紹介をさせていただきたいと思います。

まず、合理的配慮。先ほどもお話がありましたけれども、このレベルのことはできるよねという形については、保護者や本人と話し合っ、これをやっ、いこうねと考えています。もちろん先生は子供の状態に合わせていろいろな工夫はしていきますけれども、こういったことは徐々に当たり前になってきているかなということです。机と椅子の足にテニスボールを付けて騒音を減らしてみたりとか、タブレットの使い方だとか、教科書を目で追うのが難しかったら1行ものさしを使うとか、英語の単語を読めない子にはスラッシュを入れる。それから体幹がうまく保てない子には、このような形で工夫をした椅子をつくるとか、こんなことが学校では取り組まれてきています。

さらに、場としてですけれども、なかなか全体の配慮だけではできない子供については、個別指導計画を作成します。これは障害があることが前提になりますけれども、通級指導を受けているとか特別支援学級に行っているということでも、必要な子については個別指導計画をつくって、個別指導ですとか教材の工夫、それから取り出して別の先生がついてくれたりする工夫をしたりとか、このようなことをやっています。

それから、場だけではなくて人材も、都で配置している人数と区市町村が用意している人数で、例えば支援員ですとかスクールカウンセラーだとか、ボランティアというのは、地域学校協働本部というのが今どんどんつくられていますけれども、そういった中で支援員を配置する。

それから、今、医療的ケアが必要なお子さんというのが全国の小中学校に1,000人ぐらい入ってきていますが、そういう子供については、小・中学校に今いる人材だけでは難しいので看護師を配置するとか、そんなことが始まっています。そういうサポートする人たちを活用しています。

さらに場としては、人の配置だけではなくて、算数の少人数指導ですとか、これは本校でもやっ、ているのですけれども、読み書きが極端に苦手な子に、通級ということではなくて、週2回、休み時間などを利用して読み書き教室をやったりとか、放課後の補習ですね。必ず帰りにちょっと寄ってもらって、その日に分からないことを支援していくとか、このような場をつくっています。

それから通級による指導を活用しますということで、東京の場合は、発達障害の子については特別支援教室ということで、今、全部の小・中学校では、自分の学校で先生が巡回してきて受けられるようになっていきます。この中でグループ指導とか個別指導を行っています。

それから特別支援学級です。東京の場合は、どこの学校にもあるということではないのですが、特別支援学級の教育を充実する。

さらに特別支援学級の場合だけではなくて、交流及び共同学習です。同じ建物の中にあるわけですから、教科だったり、いろいろな行事だったり、給食だったりと一緒にやっていく。この交流及び共同学習は、東京都は副籍と言っていますけれども、特別支援学校のお子さんが小・中学校に来て、更に交流を促進するということをしています。

今、学校ではこんなことが進んでいますよという取組をお話させていただきました。以上です。

○藤田教育長 ありがとうございます。

引き続き意見交換をいたしたいと思っておりますけれども、先ほどお時間が大変短くて恐縮でございました。玉木顧問から、もし補足等々ございましたら、御意見も賜りたいと思っております。

○玉木顧問 ありがとうございます。

何といいますか、僕、さっきエレベーターのことも、付いている前提でしゃべっていたんです。それはなぜかという、学校をバリアフリーにしようということは、子供のためという発想に感じたんですけれども、例えば僕が教員であれば学校では働けないわけです。また、僕の子供が小さいときに参観とかに行っても、エレベーターがなかったら参観すらできないわけです。さらに学校は広域な避難所になっているわけですから、避難することもできない。ということがあるので、学校自体、本当にバリアフリーであるというのが前提の話でしゃべっていた。それは東京だったらできているはず。逆に言うと、新宿とかに来ると結構バリア・フルで、いろいろすることが多くて、やはり関西の方がスムーズなんです、明らかに。やはり新宿駅は古いから、遠回りとか、地下であってもでこぼこがあって、そういうことで生きづらさがあったね。

最後にちょっとお伝えしていきたいのは、実は 1974 年というのはすごく大事なときでして、東京都が全国に先駆けて養護学校の全員入学を義務化したのが 1974 年で、ちょうど僕はそのときに普通学校に入ったんです。当時はまだ就学援助とか就学猶予ということで、障害が重くから学校に来なくていいですと言っていた時代でしたが、行くと変わったわけです。それは良かったんですね。

大分長いことかかって、分離教育というのができてきて、1974年に東京都が全国に先駆けて養護学校の全員入学を義務化した5年後、1979年に実は全国で全員入学が始まったと。ということは、もうそろそろ東京都からインクルーシブ教育に舵を切っていただけると、その5年後には、また日本もインクルーシブ教育に舵を切ってもらえるんじゃないかなと。今日はここだけをお願いしようと思ってやってきたので、是非ここだけ覚えて帰っていただければありがたいなと思います。

○藤田教育長 ありがとうございます。そのほかでいかがでしょうか。

○北村委員 今の最後のメッセージは非常に、委員みんな、知事もそうだと思いますが、重く受け止めましたし、東京がそういうメッセージを出すことって、すごく大事なことだと思います。

前に特別支援学校の卒業式に行ったときに、重度の子たちですから、学校に来るのもままならないような子たち、なかなか動くことも難しいような子たちとも出会いました。でも、この子たちはここで確かな時間を過ごして、あなたたちはここで過ごしたんでしょう、この自信を持ってこれから生きていくんだよねということをもみんなで共有しているのを見て、今まで見た卒業式で一番感動したのですね。やはり個々の子供の教育的ニーズって、本当に多様だと思います。その子たちは必ずしも計算だとかを勉強したわけではないけれども、みんなと一緒に時間を過ごして、いっぱい学んで、そこで自分の社会性だとか人間性を育んだと思いますし、そういうものをその子たちだけが持つのではなくて、全ての子と一緒に共有して、それが社会につながっていく。そういうインクルーシブ教育に東京が舵を切っていくというのは、すごく大事なことだと思いますので、教育委員会としてももっともっと議論していきたいなと感じました。

○玉木顧問 今日、僕、障害のある人の教育を中心にしゃべったように聞こえているかもしれませんが、実は双方向なんですね。障害がない人たちも共に生きることで、障害のある人の特性であったり、特徴なんかを知っていく。そういうことを重ねていくことが、とても大事なことかなと思っているので、それもお願いします。

○藤田教育長 ありがとうございます。

時間がそろそろ迫ってまいりましたけれども、眞城教授、もし何か補足等がございましたらお願いします。

○眞城教授 ありがとうございます。

同じことをずっと申し上げていきますけれども、いろいろな種類の学校をつくってみること、

特別支援学校でもない、通常学校でもない、例えば第三の、あるいは第四の、第五のという新しい、こんなことをできる学校をつくっていただくと、今までは通常学校に障害のある子供たちが通えるようにするかということ、ものすごくたくさんの議論を積み重ねてきましたけれども、そうするとどうしても通常が標準になってしまって、そこにどう合わせるかとか、そこに通えるようにするかということだけに議論が狭くなってしまうと思うのです。けれども、誰かの標準に誰かが合わせるということではなくて、違うスタンダードというものをつくっていくことの中で、様々な種類の学校、そして多様性というものを包含できる学校の仕組みづくりの議論を進めていただけるきっかけに、インクルージョンや、あるいは特別な教育的ニーズという考え方を応用していただけるのではないかと考えております。

○藤田教育長 ありがとうございます。

今日はキックオフということで、まだまだこれから御議論いただきましたり、また研究を重ねていく必要があるかと思っておりますけれども、総合教育会議の今日の締めくくりに、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 締めくくりといたしますか、今日は、むしろキックオフになったかと思えます。玉木顧問、眞城教授、そして現場の声を山中先生にお届けいただきました。いろいろな切り口から本当に示唆に富む御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

つい先週ですけれども、私も都立多摩桜の丘学園に参りまして、こちらは1年生から高校までずっと各学級に、これは学年ごとにはなっていないのですが、障害の度合いに応じて、様々な教育を教室ごとに工夫を凝らしてやっておられる現場に参りました。子供たちもとても明るくて、そしてまた何よりも先生方の非常に熱心な教育には頭が下がる、その一言でございます。こういう子供たちが育ち、その後どうするのかという道筋をつけていくことが、これからより重要になってくるかと思えます。

また、東京都では都立の公園にインクルーシブな遊具をつけることによって、子供の頃から、障害のある子供たちと、そうでない子供たちが一緒に遊べるような公園を試験的にもつくっております。

生まれてから、学び、そして社会へ出ていくというそれぞれの段階ではなくて、その人の一生はずっと続くわけですから、居場所であったり、学びであったり、いろいろな工夫が必要なのだ。そういう点で、今日は様々なお話を伺って、この会議も大変意味のあるものになったと思っております。

それから、64年のときにパラリンピックが初めてオリンピックと同時にといたしますか、セ

ットで行われるようになって、そして2回目のパラリンピックを迎えるのが、この東京が初めてだということでもあります。パラリンピックは、64年の時点では名称も違ったようでありませけれども、最初は、傷病兵などを中心としたところからも始まっているというような出発点もあり、そのときのパラリンピック大会と今回のパラリンピックを催す時代背景は随分変わってきたと思います。当時は、その後の大量生産、大量消費、大量廃棄という高度成長につながっていったわけでありませけれども、今回は、ただの一直線の高度成長ではなくて、持続可能な成長の中で行われていく。また、それをきっかけとして進めていくという時代背景がかなり変わっている中で、エレベーターが付いていて当たり前という時代を今もう迎えているわけですから、改めて今日の御意見などを中心に、是非委員会の皆様方に御議論いただき、また、都としても、しっかりその御意見も受けとめていきたいと思ひます。

それにしても、インクルージョンとか、ユニバーサルデザインとか、バリアフリーとか、私も片仮名を使い過ぎだと叱られるのですが、こういう言葉がもっと日本語で定着してこそ、真の成熟社会につながっていくのだらうと思ひております。「包摂」といっても、「何それ？」という状況ですし、ましてやそれを「インクルージョン」と言っても、「何？」という方々が残念ながら圧倒的に多いという現状であります。だからこそ、今回のパラリンピックは重要だと考えております。

今日は本当に皆様方、すばらしい御意見と現場のお声をお聞かせいただきました。玉木さん、しゃべり足りないでしょうから、またいらしてください。どうも本当に皆さん、ありがとうございました。

○藤田教育長 知事、ありがとうございました。

今日の会議を受けまして、東京都教育委員会といたしましても、引き続き議論を重ねてまいりたいと思ひます。玉木顧問、眞城教授、引き続きアドバイス等をいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

時間となりましたので、本日は誠にありがとうございました。以上で本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。